

三、為産業職員に前記目的貫徹のため、労働者代表の立場から、半手
四、徹底目的の執行する効果要求すること
五、以上の実行方法を擔任中央労働会に一任すること

青少年労働者特別保護法獲得に伴

説明 河原 憲 著

本手は青少年労働者特別保護法を以てその中心とし、そのほか

六、任意に定められるが如く、法律の労働者代表を以てし、そのほか

七、法律の適用がある。

八、法律の適用がある。

九、法律の適用がある。

十、法律の適用がある。

十一、法律の適用がある。

十二、法律の適用がある。

十三、法律の適用がある。

十四、法律の適用がある。

十五、法律の適用がある。

十六、法律の適用がある。

十七、法律の適用がある。

十八、法律の適用がある。

十九、法律の適用がある。

二十、法律の適用がある。

二十一、法律の適用がある。

二十二、法律の適用がある。

二十三、法律の適用がある。

二十四、法律の適用がある。

二十五、法律の適用がある。

二十六、法律の適用がある。

二十七、法律の適用がある。

二十八、法律の適用がある。

二十九、法律の適用がある。

三十、法律の適用がある。